

介護サービス情報の公表制度

1 趣 旨

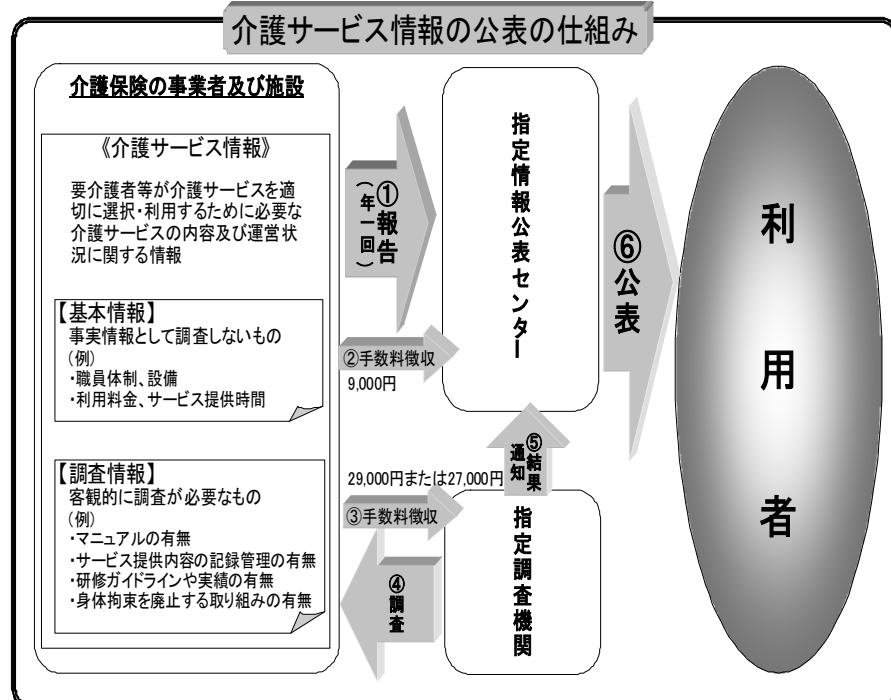
介護保険制度の基本理念である「利用者による選択（自己決定）」を実現するため、全ての事業所の比較検討が可能となるよう標準化された項目についての客観的情報を提供する。

2 事業の概要

- (1) 対象事業者は、前年の介護報酬支払実績が100万円以上ある事業者とする。
※平成21年度から、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護と各予防係サービスが追加施行。
- (2) 毎年度知事に基本情報項目（義務）及び調査情報項目（一部任意）を報告する。
- (3) 知事（指定調査機関）は調査の必要な項目について調査（義務）を実施し、知事（指定情報公表センター）は情報をインターネット等により公表する。
- (4) 調査及び公表に係る事務に要する費用は、対象事業者から徴収する手数料収入を充てる。
- (5) 同種の事業所等の評価等に関する既存の仕組みとしては以下のものがあるが、「介護サービス情報の公表」制度は評価を行わず、利用者と比較・検討のための客観的情報を提供するという点で他の制度とは趣旨、目的が異なる。

仕組み	趣旨	受益者	義務・任意
福祉サービス第三者評価 グループホーム外部評価	事業者におけるサービスの質、運営内容、経営内容等の良否を専門的に判断・評価し改善指導等を実施	事業者 (サービスの質、運営内容、経営内容等の課題を改善)	任意 (GH外部評価は義務)
指導監査	介護保険サービスを提供する事業者として最低限の遵守状況を点検	利用者 (最低水準の確保されたサービスを受容)	義務
介護サービス情報の公表	事業者において現に行われている事実を調査し、調査結果をそのまま開示(※評価は行わない)	利用者 (自らのニーズに応じて良質なサービスを選択)	義務

- (6) 実施体制
- | | |
|------------|-----------------|
| 指定情報公表センター | 島根県社会福祉協議会 |
| 指定調査機関 | NPO法人介護ネットほか6団体 |



3 平成22年度予算額

介護サービス情報の公表制度の普及啓発に係る経費等
6, 237千円

(担当課 高齢者福祉課)